

# 小松崎 ふみよし 政策ジャーナル Journal



## ● ごあいさつ

平成も御代がわりによって来年5月に改元を迎えます、新しい時代も住みやすい千葉市を目指します。また、東京オリンピックの予選にもなり、ソフトボールの世界一決定戦の第16回世界女子ソフトボール選手権が我が千葉市のマリスタジアムで開催されました。惜しくも決勝で敗れましたが、東京オリパラ大会に向けての都市ボランティアの学びの場としても大成功裡に終わることが出来ました。今回は受動喫煙と、障害者雇用、工場夜景、議会向上会議についてご紹介し、見解もお知らせいたします。

## 1. 受動喫煙の防止に関する条例について。 受動喫煙から受ける健康被害は、大人以上に子供が深刻です!!

### ● 多数の人が利用する施設の受動喫煙対策（案）

受動喫煙を防止するため、健康増進法と千葉市受動喫煙の防止に関する条例を定めています。これに基づき、多数の人が利用する施設については、区分に応じて受動喫煙を防止するための措置が必要となります。

- ① 第一種施設 2019年7月1日から規制 **原則は敷地内禁煙**（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関の庁舎）
- ② 第二種施設（第一種施設以外の多数の人が利用する施設）
  - (A) パチンコ店、ホテル（客室を除く）、劇場、理美容店、商業施設、体育館、事業所（職場）、大規模飲食店、新規飲食店、従業員がいる飲食店（※）等
  - (B) 従業員がいない飲食店 原則は屋内禁煙ですが、以下の4つの要件を全て満たす飲食店は、例外的に店内の全部又は一部を喫煙可能とすることができます。
- ③ 既存の小規模飲食店（別に法律で定める日までの経過措置）飲食しながら喫煙可能とすることができる。

### ※バス、タクシー、飛行機車内、機内は全面禁煙

千葉市では、市民の健康増進を図るため、**2020年4月1日から規制強化予定**。本市独自の規制を加えた「**受動喫煙の防止に関する条例を制定するにあたり、条例の基本的な考え方（案）**」を公表し、パブリックコメント手続きを行いました。

1. **受動喫煙とは**、他人のたばこの煙（蒸気を含む。）を吸ってしまうことをいいます。たばこの煙には、喫煙者が吸っている「主流煙」のほかに、たばこの先から出る「副流煙」と喫煙者が吐く「呼出煙（こしゅつえん）」があります。特に「副流煙」には、「主流煙」よりも**多くの有害物質**が含まれています。
2. **受動喫煙の健康影響とは**、**受動喫煙による死亡者数**は、日本全体で**年間約1万5千人**と推計されています。これは、交通事故の死亡者数約4千人の3倍以上の人数です。受動喫煙により、脳卒中や肺がん等になるリスクが高くなる**ことが科学的に明らか**になっています。

<健康増進法改正案の整理表>

| 区分  | 喫煙可否 |    |  |
|---|------|----|--|
|   | 原則   | 例外 |  |
| ① 学校、病院、児童福祉施設等、行政機関 *  | 屋内   | 禁煙 | 屋外で必要な措置がとられた場所は喫煙可                    |
|   | 屋外   | 禁煙 |  |
| ② 飲食店(大規模or新規)、パチンコ店、ホテル(客室を除く)、劇場、理美容店、商業施設、体育館、事業所(職場)等(①③以外の多数の者が利用する施設) | 屋内   | 禁煙 | 喫煙専用室(飲食不可)設置可<br>加熱式たばこ専用の喫煙室(飲食可)設置可 |
|   | 屋外   | 禁煙 | 経過措置として、喫煙可能な旨を掲示すれば喫煙可(飲食可)           |
| ③ 既存特定飲食提供施設(小規模※かつ既存の飲食店)  | 屋内   | 禁煙 | 経過措置として、喫煙可能な旨を掲示すれば喫煙可(飲食可)           |
| 喫煙できる場所への標識の掲示 *  |      |    | 掲示を義務付け                                |
| 喫煙できる室への20歳未満の立ち入り  |      |    | 客、従業員とも立ち入り不可(罰則の適用なし)                 |
| その他   |      |    | 喫煙禁止場所における喫煙(最大30万円) *                 |
|   |      |    | 喫煙器具、設備等の設置(最大50万円) *                  |
|   |      |    | 紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等(最大50万円)              |

※小規模とは、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下。2020年4月1日全面施行予定(\*①に関する規制は2019年度中)。

**あなたの煙が  
周囲の人を  
傷つけています。**

**STOP!**  
Second-hand smoke  
**受動喫煙**

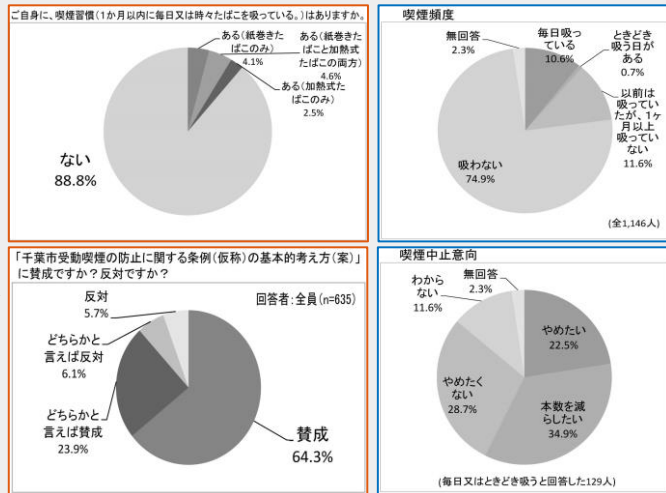
九都府県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県)は、**共同で「受動喫煙防止の普及啓発」に取り組み**ています。

法令により、職場や飲食店など多くの人利用する場所は、**原則、屋内禁煙**となります。詳細は千葉市ホームページまで。  
(株)千葉市 健康部 健康増進課 健康課

## 市民の受動喫煙に関する意識調査

【調査の概要】

- ・アンケート実施期間 平成 30 年 2 月下旬～3 月中旬
- ・有効回答数 1,146 人
- 問：性別 問 2 年齢
- 20～29 歳＝83 人 30～39 歳＝138 人 40～49 歳＝207 人
- 50～59 歳＝170 人 60～69 歳＝216 人 70 歳以上＝331 人
- 無回答＝1 人
- 問：居住区＝回答率 42.4%
- ・平成 29 年 12 月 1 日現在、市内在住、満 20 歳以上の市民を住基台帳から 2,700 人を無作為抽出
- ・対象の市民に、調査票を郵送で送付、回答後、郵送で返信



屋内施設の受動喫煙対策についてはこれらの対策で一定の効果が上がると推定される。**一方屋外での路上喫煙や歩きたばこについては解決されない、駅前では歩きたばこを含めて禁止されているが、現実には取り締まりが十分とは言えない。これらの理由には取り締まり時間が遅いことと、取り締まり人員の不足がある。歩きたばこは歩行者や通学者の子供たちをも脅かしている、状況が改善されないなら、反対に喫煙所を人の動線から離れた場所に設置し、罰金を引き上げ、厳重に取り締まるべき。**



2. 障害者雇用率の算定誤りについて。👉 今回のミスに悪意は感じられないが、丁寧な現状確認をすべき

**概要** 平成30年6月に国へ報告した障害者数のうち、身体障害者採用選考等により採用した職員以外で、自己申告により障害者として算入した28人に対し、障害者手帳の確認作業を行ったが、障害者手帳の更新がされておらず、有効期限が切れていた障害者いた。なお、誤って算入した職員が1人いた。

**原因**

- ① 厚生労働省のガイドラインでは、障害者の把握・確認は障害者手帳等で行うこととしている一方、プライバシーに配慮して申告や手帳の取得を強要したりしないこと、などの記述があり手帳の確認は必ずしも必須ではないと誤って解釈をしていた。
- ② 週20時間勤務の非常勤職員について、通年では週20時間に満たない職員も含まれていた。
- ③ 勤務時間規定改正に伴い、週20時間から週20時間未満となった職員を算定人数から除外せずに、誤ってそのまま算入していた。

＜障害者として誤って算入した職員数（平成30年6月1日現在）＞

|                                      | 人  | ポイント換算※ |
|--------------------------------------|----|---------|
| (1) 自己申告等により算入していたが、障害者手帳等を所持していない職員 | 7  | 8       |
| (2) 算入対象外である週20時間未満の短時間勤務職員          | 6  | 4.5     |
| 合計                                   | 13 | 12.5    |

※「ポイント換算」とは、雇用率の算定に使用する数値であり、労働時間や障害の種類・程度により、人数を換算したものである。

障害者雇用率等の状況 (法定雇用率：2.50%)

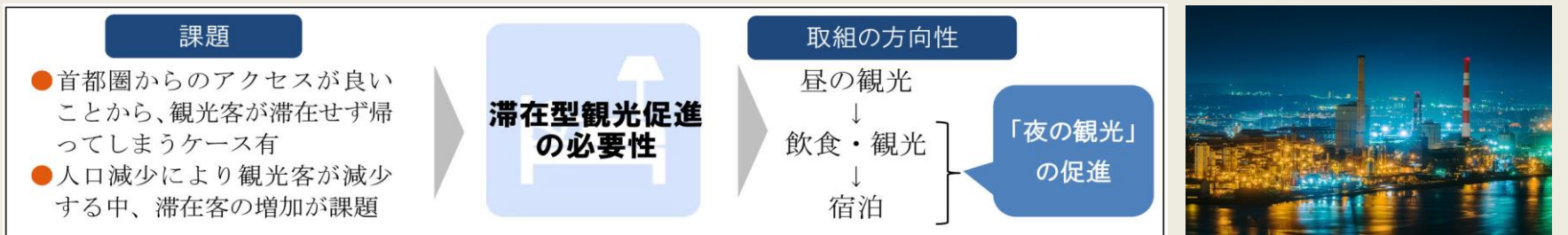
|         | 人  | ポイント換算 | 実雇用率(%) |
|---------|----|--------|---------|
| 6/1 報告値 | 99 | 140.5  | 2.51    |
| 修正後数値   | 98 | 139.5  | 2.49    |

**point!** \* 法定雇用率の達成に向けて引き続き障害者雇用の拡大に努めていく必要性の再認識を。  
\* 厚生労働省のガイドラインに沿った算定手続きを徹底すべき。

3. 「第9回全国工場夜景サミット in 千葉・市原」実施 👉 千葉市「工場夜景」を売り出そう!

1. 市の取組

「全国工場夜景都市協議会」に加盟する都市が工場夜景の魅力为全国に向けて共同で発信し、工場夜景観光の発展に尽力するとともに観光客の誘致と滞在型観光の推進による地域振興を図る。



2. H30 サミットについて

- 開催時期：平成30年冬（10～12月頃）
- 開催場所：千葉市内
- 2020オリパラに向け、「工場夜景」を千葉市の観光資源の一つとしてPRできるものに。
- イベントを一過性のものとせず、官民が一体となり継続して夜景観光を推進する。



**point!** 数年前から取り組んではいたが、全国工場夜景サミットの開催を契機に、単一では宿泊数が伸びない。メッセ、海辺（JFAサッカー場等）と併せて、千葉市宿泊のリピーター獲得が命題。

4. 議会向上会議で議員・議会の質向上を目指します。👉 議員として知りませんでした、が無いように。

私を含めて、もちろん分からない事もたくさんあるが、議員である以上最低限、関係法令（地方自治法・政治資金規正法・公職選挙法）の基礎くらいは、身に付けておくべきで、これは議員になる前から勉強するのが正しいと考えています。市民から陳情が来た時に、役所の職掌も考えずに、問い合わせ、職員から呆れられる議員がいるようでは困るのです。以前、ある委員会で傍聴者から渡されたメモを読み上げて質疑を行った議員もいました。もちろん私が委員長だったので注意し、発言をとりけしましたが…。

現在、幸いにして、千葉市議会では政務活動費等で大きな問題は起きていませんが、報告の際にミスが出て指摘されないように返却して、活動を抑制している議員も増えています。私はこの政策ジャーナルを区内全戸には配布できませんが、なるべく多くの方に読んで戴き POINT! の項目で、自身の考え方を知っていただきたいと思っています。

**point!** ICT化も予定、140万枚にも及ぶ紙の書類が配布されており、議員が50人いますが、全員にFAXを送信すると議会事務局で1台しかない機械が約2時間半も占有されます。

小松崎ふみよし・プロフィール \* 事務所

昭和45年(1970)4月30日生まれ  
 稲毛幼稚園卒業（現在、評議員）  
 千葉市立山王小学校卒業  
 千葉市立檀橋中学校卒業  
 千葉県立千葉北高等学校卒業  
 （現在 同窓会副会長）  
 法政大学法学部法律学科卒業  
 （現在校友会千葉中央支部常任幹事）

**職歴**  
 衆議院議員うすい日出男秘書10年  
 公設第一秘書、事務所責任者を歴任  
 千葉市議会議員（稲毛区選出）3期当選  
 （6,813票でトップ当選）  
**現在**  
 千葉市議会議長 自民党市連青年局長  
 千葉県自治体病院経営都市議会協議会会長  
 千葉市社会福祉協議会山王地区部会長

37 地区自治会連顧問(山王中地区)  
 千葉市少年軟式野球協会顧問  
 稲毛区少年軟式野球連盟顧問  
 千葉市アーチェリー協会会長  
 県美容業組合千葉支部顧問  
 千葉市早朝野球連盟副会長  
 千葉市ソフトボール協会顧問  
 千葉市総武リーグ顧問

〒263-0002 千葉市稲毛区山王町112-1  
 電話：043-424-0001 FAX：043-421-6667  
 E-mail: info@2344.jp  
 HP URL: 2344.jp  
 開設時間【水・金】13:30-16:00  
 （年末年始・GW・8月を除きます、不在時は小松崎本人の携帯に転送）  
 お問合わせ・ご意見お待ちしております。